（法第二十一条の六第四項第三号イの経済産業省令で定める者）

第十四条の十九　法第二十一条の六第四項第三号イの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により役員等の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

［新設］

（指定金融機関等の決定等）

第十四条の二十　経済産業大臣は、第十四条の十七第一項に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認められる場合は、当該金融機関等を指定金融機関等に指定し、様式第九の二十二による通知書を交付するものとする。

2　経済産業大臣は、指定金融機関等と認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者の間における革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る経理処理の確認その他の必要があると認めるときは、前項の申請を行った金融機関等に対し必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

［新設］

（指定金融機関等の商号等の変更の届出）

第十四条の二十一　法第二十一条の七第二項の規定による届出は、様式第九の二十三による届出書により行わなければならない。

［新設］

（業務規程の変更の申請等）

第十四条の二十二　指定金融機関等は、法第二十一条の八第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第九の二十四による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更する規定の新旧対照表

二　変更後の業務規程

三　変更に関する意思の決定を証する書面

［新設］

（業務の休廃止の届出）

第十四条の二十三　指定金融機関等は、法第二十一条の九第一項の規定により革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第九の二十五による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

二　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

［新設］

（申請等の方法）

第十四条の二十四　法第二十一条の六第二項、第二十一条の七第二項、第二十一条の八第一項及び第二十一条の九第一項並びに第十四条の十八、第十四条の二十一、第十四条の二十二及び前条の規定による経済産業大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、経済産業大臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

［新設］

第一節の四　研究開発施設等の活用

（法第二十一条の十二に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等）

第十四条の二十五　法第二十一条の十二の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。

一　大型クリーンルーム並びにそれに附属する施設及び設備

二　ヘリウム液化ガス施設及びその附属設備

三　大型電力変換装置に関する試験施設及びその附属設備

四　試験研究用風力発電設備

五　第一号から第四号に掲げる施設及び設備の周辺の土地

六　その他の研究開発又はその成果の活用に供する施設（土地を含む。）及び設備であって、一時的な利用に供するもの

［新設］